

# 公 募 公 告

前橋地方法務局が管理する庁舎 2 庁において、有償による庁舎等の使用及び収益の許可を受けて、清涼飲料水等自動販売機の設置及び運営管理を希望する者を下記のとおり募集する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

法務省所管国有財産部局長

前橋地方法務局長 宗 野 有 美 子

## 記

### 1 公募に付する事項

#### (1) 募集件名

前橋地方法務局が管理する庁舎 2 庁における清涼飲料水等自動販売機の設置及び運営管理業務

#### (2) 使用許可期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。

#### (3) 設置場所及び設置台数

別紙のとおり

#### (4) 募集者数

1 者

### 2 企画提案書等の作成及び提出に係る事項

#### (1) 募集要領等の交付

##### ア 交付期限

令和 6 年 3 月 4 日（月）の午後 5 時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。）

##### イ 交付場所

〒 3 7 1 - 8 5 3 5

前橋市大手町二丁目3番1号 前橋地方合同庁舎5階

前橋地方法務局 会計課施設係（担当：松尾）

電話 027-221-4464

メール kaikei01\_maebashi\_moj\_bal@i.moj.go.jp

ウ 交付方法

上記(1)イの場所にて交付する。

なお、郵送で交付を希望する場合は、令和6年2月28日（水）までに返信用封筒（角形2号）及び郵便切手（書留郵便料金を含む。）を上記(1)イ宛てに郵送すること。

(2) 企画提案書等の提出方法

ア 提出期間

令和6年3月11日（月）午後5時00分まで（期限内必着）

イ 提出場所

上記(1)イの場所

ウ 提出方法

上記イの提出場所に持参又は郵送する方法による（期限内必着。メールは不可）。

なお、郵送する場合は、書留郵便等の追跡可能な方法を利用し、提出期限までに提出場所に到達するよう送付すること。

3 応募資格

次の条件を満たしている法人又は個人とする。

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 当該事業において、良好な運営実績を有すること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(5) 募集要領等に基づいた業務を適切に履行できる者であること。

(6) 国税及び地方税を完納していること。

- (7) 法令等の規定により、営業販売について許認可を要する場合は、許認可等の必要な資格を有していること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員及び上記(9)から(12)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

#### 4 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで書面にて受け付けるので、提出場所に持参、郵送又はメールのいずれかの方法により提出すること。ただし、質問の内容によっては公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。
  - ア 質問の様式 募集要領に定める様式7を用いること。
  - イ 提出期限 令和6年2月26日（月）午後5時00分まで
  - ウ 提出場所 前記2(1)イのとおり
- (2) 質問に対する回答は、令和6年3月4日（月）午後5時00分までに適

宜の方法で行う。

- (3) 設置場所の現地調査を希望する場合は、事前に前記 2 (1)イの担当者に電話連絡し、日程等の調整を行うこと。

## 5 設置業者選定をするための手順

- (1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は失格とする。
  - ア 提出期限、提出場所又は提出方法が前記 2 (2)に適合しないとき。
  - イ 募集要領で指定する記載事項又は作成様式に適合しないとき。
  - ウ 虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 失格とされなかった応募者の中から、提出された企画提案書について、募集要領で定められた要件を満たした内容となっているか審査した後、要件を満たしていると認められた応募者の企画提案書及び年間使用料提案書に記載する提案金額を審査採点し、総合得点の最も高い応募者を使用許可の相手方として選定する（実際に国に支払う額は、提案金額に消費税分 10 パーセントに相当する額を加算した金額になる。）。ただし、提案金額が前橋地方法務局が定める国有財産使用料の最低価格（以下、「最低使用料」とする。）に達しない場合は、当該応募者は非選定とする。

また、総合得点の最も高い応募者が複数存在する場合には、提案金額が高い応募者を使用許可の相手方として選定する。

## 6 その他

- (1) 書面の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成費用その他の本件応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 企画提案書等の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

## 【設置場所及び設置可能台数】

庁 舎 名	所 在	設 置 台 数
伊勢崎地方合同庁舎	伊勢崎市太田町 5 5 4 番地 1 0	1 台
太田地方合同庁舎	太田市鳥山下町 3 8 7 番地 3	1 台